

名古屋市SDGs推進プラットフォーム 分科会運営要領

(目的)

第1条 分科会は、名古屋市SDGs推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討などを行うことを目的とする。

(分科会の設置)

- 第2条 プラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）は、会員の一部により組織された分科会を設置することができる。
- 2 分科会の設置を希望する会員、連携パートナー、経営サポーター及び名古屋市の組織（以下「提案者」という。）は、所定の様式を事務局に提出することにより分科会の設置を提案することができる。
 - 3 事務局は、提案者から提案された分科会の活動内容を確認し、会員に向けて分科会への参加の呼び掛けを行う。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は、原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動報告)

- 第4条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の様式により事務局に提出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果がある場合、分科会は随時事務局に報告する。
 - 3 分科会は、事務局から活動報告を求められた場合は、前項の規定にかかわらず、活動状況を報告しなければならない。

(構成員)

- 第5条 分科会の構成員は、会員から組織する。ただし、分科会活動を実施するにあたり、第6条に規定する分科会長が必要と認める場合は、名古屋市の承認を得たうえで、会員以外の者を分科会の構成員とすることができる。
- 2 構成員の募集にあたっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。
 - 3 分科会の参加者が提案者を含め複数となった場合は、所定の様式により構成員報告書を事務局へ提出する。
 - 4 構成員は、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第9条を遵守すること。
 - 5 構成員の募集は、設立後も随時行うことができる。

(役員)

第6条 分科会に、分科会長1名を置く。

- 2 分科会長は、原則として分科会の設置を提案する者とする。
- 3 分科会長は、構成員のうちから副分科会長を指名することができる。
- 4 分科会長及び副分科会長の任期は、設置日から当該年度末までとする。
- 5 分科会長は、分科会を代表し、構成員とともに会を運営する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときまたは分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。
- 2 分科会における議決事項がある場合は、構成員の過半数の出席のもと、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 3 分科会長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。この場合、当該出席者に第9条を遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

(報酬及び費用)

- 第8条 分科会役員の報酬は無償とする。また、分科会活動に要する費用は、構成員間での自己負担とする。

(秘密保持)

- 第9条 構成員は、分科会活動において知得した他の構成員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の構成員の秘密を第三者に開示または漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

- 第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。
 - 3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取り扱いについて協議するものとする。

(委任)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、必要に応じて分科会長が別に定める。
- 2 前項により定めた内容については、分科会長は事務局に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月22日から施行する。